

### 3 県の新規事業について

#### (2) 都道府県が実施主体となる相談支援事業

##### 経緯又は現状・課題

障害者自立支援法案においては、基本的には市町村単位ごと相談支援事業(委託可)を行い、複数以上のサービスを必要とする者等の、アセスメント・サービス利用計画案の作成が主たる業務となる。介護保険法に照らし合わせると居宅介護支援事業者に近い業務となる可能性がある。その場合、一般的な相談支援には対応できるが、困難事例や専門性の高い事例に対する対応が不十分になると想定できる。

一方、都道府県も困難・専門性の高い事例の調整や、市町村支援という観点で相談支援事業を実施することができる。その場合、既存の障害児(者)地域療育等支援事業等、地域生活支援の要となる事業については、制度が定着するまで継続して実施する必要があるが、一方市町村の相談支援事業との住み分けを図る必要もある。

ケアマネジメントの手法を用いた相談支援については、平成18年度より、即市町村単位で体制が構築されるとは限らず、当面の間は都道府県が広域的な支援を継続するべきである。

##### 提案する内容

障害保健福祉圏域をベースに、人口規模も考慮した人員配置により、市町村からの相談支援事業受託をベースに効率良い運営が可能となる障害者地域生活支援センターの設置が望ましい。ただし、将来的に改正介護保険法との統合を見越せば、現障害者地域生活支援センターの機能を地域包括支援センターに追加し、障害種別・年齢を限定しない包括的な支援体制を構築する必要がある。(モデル的实施等)

また、権利擁護関係事業・サービス調整会議の調整等、高齢者・障害者という枠だけではない、包括的な地域支援システムのあり方を障害者プラン等に反映させるべきである。

(仮称)障害者地域生活支援センター運営事業

相談支援事業所として、近隣の市町村から受託する相談支援事業以外に、

- ・ 処遇困難等の専門性の高い相談支援
- ・ 障害者就労支援・発達障害者支援
- ・ 権利擁護事業
- ・ 地域リハを推進する作業療法士等の配置
- ・ 障害者自立生活支援・賃貸住宅入居支援

以上について、人件費・事業費・管理費相当分を各市町村、都道府県にて負担する。

なお、平成21年度以降は高齢者等も含めた地域生活支援拠点の考え方で再検討が必要である。

##### 【障害者自立支援法施行前までに整理すべき事項】

業務について、市町村事業との共通部分と特化する部分の住み分け

年齢や障害の有無・種別を問わないライフステージに応じた課題をクリアする相談支援機能  
サービス調整会議の主宰(広域的な調整を図る場合)

中立・公平性の確保(相談部門と事業部門)

##### その他、根拠法令等

障害者自立支援法案 改正介護保険法附帯決議 みやぎ障害者プラン

総合マネジメント支援事業(障害児者地域療育等支援事業)等